

# 翻刻『〔磐城平藩〕大阪行役日記(一)』

天理大学

佐藤 敏江

中之島図書館

梶原 達生

中央図書館

小笠原 弘之・灘井 雅人・苗村 昌世

八木 美恵・山田 瑞穂

はじめに

原資料は大阪府立中之島図書館蔵(三七八/二二〇〇)十三・六×十九cm 表・裏表紙各一、本文九十九丁。

本資料は、現在の福島県いわき市にあった磐城平藩(以下、平藩)安藤家の家臣・堀内織衛が、文政十(一八二七)年に藩の御用のために大坂の平藩蔵屋敷を訪れた際の往還と大坂滞在中の記録である。今回はそのうち、著者が大坂出張を命じられた五月八日から、江戸屋敷を出発して中山道を通する旅程、大坂での御用を終え、出立する前夜である閏六月十二日までの前半部分を掲載する。



『文政武鑑』で文政十(一八二七)年の平藩を見てみると、著者の堀内織衛は藩の重臣で、江戸詰家老であったことがわかる。文政六(一八二三)年までは御用人を務めており、その後家老職に就いているが、本文中では六代前の当主も家老を務めたことに言及しており、また前後の時期の武鑑類や明治初期の名簿で、家老や用人として堀内氏の名が見受けられることから考えても、代々藩の重役を務めた家柄であったと思われる。

平藩は江戸時代の初めから譜代の名家が封じられており、鳥居氏、内藤氏、井上氏を経て、安藤氏で幕末を迎えている。この日記が書かれた文政十(一八二七)年当時、平藩主は安藤対馬守信義、嫡子は伊勢守信由で、文中でも殿、若殿として言及されている。安藤氏は上野国(現在の群馬県)の高崎、備中国(現在の岡山県)の備中松山を経て、四代信友の時、美濃国(現在の岐阜県)加納へ転封している。しかし五代信尹はお家騒動を起こしたことで自宅謹慎となり、減封され、六代信成は宝暦六(一七五六)年に磐城平へ転封を命じられた。信成は、寛政の改革を行った松平定信のもとで頭角をあらわし、老中までのぼりつめ、享和三(一八〇三)年旧領美濃国において一万八千石の加増を受けた。平藩はこの飛び地支配の拠点として切通村(現在の岐阜県岐阜市)内、中山道沿いに切通陣屋を設置し、郡奉行、代官として藩士を派遣した。厚見・羽栗・方県・本巢の四郡について前二郡を東組、後二郡を西組に二分し、地元村役人に惣元取・組元取として強い権限を持たせて陣屋と在地の間を仲介することで、地方を支配させた。文中に登場する伊藤嘉右衛門は東組の組元取であり、文政十(一八二七)年以降、「勘定方」の肩書きで郡奉行や代官と並んで、領主である安藤氏の借金証文にも名を連ねている。また伊藤嘉右衛門は大坂商人との交渉や蔵屋敷の設置にも関わっている。

本旅程において、堀内織衛は切通陣屋に立ち寄り、上方とのつながりが強いその地の役人たちを伴

って大坂を訪れている。大坂滞在中は、升屋吉右衛門が一行の世話を万事取り仕切った。升屋は、濃州支配の役人たちが定宿としていた京都伏見の寺沢忠八が懇意にしている大坂の銀主(大名貸の町人、幕藩への御用金調達者)であった。遠い東北地方にあった平藩にとって、濃州飛び地の役人と上方の商人たちとの強固なつながりが重要な役割を果たしていたことがうかがえる。

堀内織衛の大坂への用向きについては、文中において明確には書かれていない。しかし、文政十(一八二七)年当時の平藩の財政事情は、増税に端を発した文政八(一八二五)年の一揆以降、悪化の一途をたどっていた。文中において、家老職にある重役の堀内織衛が大坂に来ることはまれなことである旨記載があり、金策のための挨拶やつながりを持つことが目的であったと推察される。かつて家老職にあった六代前の当主の時代に大坂の銀主との縁があり、すっかり絶えていたそのつながりもたどっていることから、複数の江戸詰家老のなかでも、堀内織衛が特に派遣された理由はここにあったのかもしれない。

本資料は、江戸時代後期の藩重役による中山道の旅の様子や、飛び地の役人とのやり取り、さらに宴会や贈答など、大坂滞在中の商人たちとの付き合いの様子の詳細に記録されており興味深い。また、遠隔地の藩による飛び地支配の実態やその地の役人たちと上方商人たちとの関係性などについてもうかがい知ることができる資料となっている。

#### 参考

- 『文政武鑑 五 文政九〜十二年(大名編)(編年江戸武鑑)』柏書房 一九九二年  
『いわき市史 第二巻』いわき市史編さん委員会編 いわき市 一九七五年  
『いわき市史 第九巻 近世資料』いわき市史編さん委員会編 いわき市 一九七二年  
『磐城平城文獻等調査報告書』いわき市教育文化事業団編集 いわき市 二〇二二年  
『福島県史 第三巻 通史編 近世二』福島県編集 福島県(文書学事課) 一九七〇年  
『福島県史 第八巻 資料編三 近世資料一』福島県編集 福島県 一九六五年  
『岐阜県史 通史編 近世上』岐阜県編集 岐阜県 一九六八年  
『岐阜市史 史料編 近世三』岐阜市編 岐阜市 一九七九年 ほか

#### 凡例

原本の忠実な翻刻を原則とし、旧漢字はそのまま表記した。

異体字は標準の字体に改めた。但し(より)坎(歟)×(しめ)などはそのままとした。かなの古体・変体は原則として現行の平かなを使用した。

但し、江(え)・者(は)などの慣用字は、原本のままとし小字で表記した。  
反復記号「〜」「〜」等は原本の通りに表記した。

原本に句読点はないが、読みやすくするため編者において半角のスペースを設けた。

解読不能の字は□で、確定できなかった文字・誤字・脱字・衍字等は原本のまま翻字し、(カ)(ママ)等、その旨傍注を付した。

追筆・補記などは本文中に繰りこみ、書き損じなど特にその必要性を認めない場合は省略した。

文中に登場する主な人物

〔磐城平藩江戸屋敷〕※役職は文政十年（一八二七）時点

堀内織衛（著者） 江戸詰家老

熊谷愚右衛門 徒目付格勘定人頭取

忠兵衛 家老部屋物書

矢代喜平太 江戸詰用人

〔美濃切通陣屋周辺〕

市原房五郎 郡奉行

佐藤助四郎 郡奉行兼帯

太田要八 代官

伊藤嘉右衛門 切通村徒士格御勝手御用方

〔京都伏見〕

寺沢忠八 伏見 濃州役人たちの定宿 大坂銀主升屋吉右衛門と懇意

〔大坂銀主周辺〕 ※銀主：大名に資金を貸し付けた両替商

■升屋（笹井家）

升屋吉右衛門 大坂銀主

親之助 吉右衛門倅

仁兵衛 吉右衛門支配人

藤八 吉右衛門支配人

要助 吉右衛門支配人

惣兵衛 吉右衛門支配人

嘉兵衛 吉右衛門支配人

久兵衛 吉右衛門支配人

淡路屋久兵衛 舁屋吉右衛門元支配人

■平野屋（百武家）

平野屋安兵衛 大坂銀主

政兵衛 安兵衛弟

平野屋五兵衛 安兵衛父

■泉屋（住友家）

住友吉次郎 大坂銀主

泉屋貞助 住友吉次郎支配人

泉屋幸三郎 住友吉次郎支配人

■鴻池屋

鴻池伊助 大坂銀主

鴻池覚兵衛 鴻池伊助支配人

鴻池儀七 鴻池伊助支配人

(白紙二丁)

大阪行役日記

文政十丁亥年

五月八日癸未

一 今日御用之儀有之旨 矢代  
喜平太殿より御達有之二付  
麻上下着用罷出候處 左之  
通被仰付候

堀内織衛

其方儀御用向二付大坂表へ  
被遣候 用意次第可致出立  
候

右於 御前可被仰付候処  
御不快二付 於役席 喜平太  
殿被申渡候

一 右為御礼御次江罷出候

若殿様 函書様江者呈書差  
出申候

五月十日乙酉

徒目付格

勘定人頭取

熊谷愚右衛門

一 此度御用向二付大坂表江堀内織衛被遣候二付 其方儀差添罷越候様被仰付之  
右於役席喜平太殿被申渡候

五月十八日癸巳

家老部屋物書

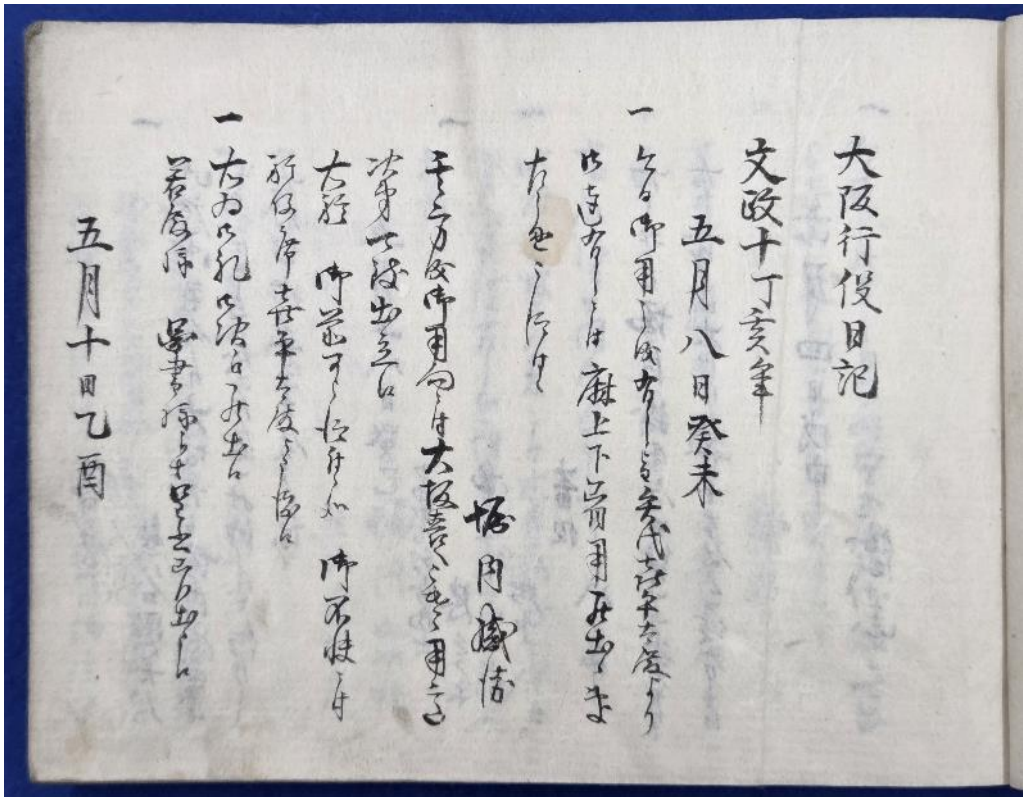
忠兵衛

本組

常八

番組

八郎



右之者共堀内織衛殿御貸若黨申付候  
右申渡候様大目付へ喜平太殿へ御談有之候

六月四日戊申

一 御用之儀有之候間 明五日五時 御殿江可出旨 喜平太殿より書付ヲ以御達有之候  
織衛

一 来ル七日大坂表へ致出立候段 喜平太殿へ申達  
両殿様江御同人へ御申上有之候

一 此度登坂差急候ニ付 木曾路罷登候ニ付 御用人江申談 左之通伺書道中奉行へ差出ス 即日御附札  
相濟

堀内織衛  
熊谷愚右衛門

一人足八人  
一馬 壹疋

右来ル七日御當地出立 大坂迄差越申候  
然処差急候用向ニ而御座候間 東海道

罷越候而者 川支之程も難計 依之中  
山道通伏見宿迄先觸差出 旅行

仕度奉存候 此段奉伺候 以上

六月四日

安藤對馬守家来  
立川彦左衛門

△

御 附 札

書面伺之趣承置候  
一 追而先觸届之節何月幾日差函△  
相濟候段書加可被差出候

右之通伺仰<sup>カ</sup>候ニ付 先觸之儀御勘定奉行へ談

六月五日己酉

一 今日御用ニ付麻上下着用罷出候処 左之通被仰付候  
堀内織衛  
黒貂御羽織袴

其方儀追々大坂表江致出立太儀ニ思召候 依之御羽織被下之  
右於 御前可被下置候処 御不快ニ付於席喜平太殿被申渡候

一 右為御札御次江罷出候  
若殿様 凶書様江同断呈書差出申候

六月六日庚戌

織衛

一 明日大坂表江致出立候ニ付 為御暇乞御次江罷出候谷(カ)  
若殿様御殿へも罷出候

但 凶書様御殿へも可罷出之処 出立前殊之外御用多ニ付難罷出候段 御附近御手紙申遣ス  
一 今日昼後

御前江召シ蒙 御懇命 御内々道明寺糲式袋被下置候

若殿様御殿ニ而も 御目通被仰付

御意之上御鼻紙小菊紙一束被下置候

一金四両

織衛

一同壹両貳分

熊谷愚右衛門

右百里以上定式之通御手當金被下候

但若黨以下も定式之通故留(カ)畧ス

一 喜平太殿御宅へ為暇乞相越ス

一道中入用等跡勘定之積リニ而先ツ金五拾両受取ル 猶濃州へ罷越金子受取候積リ也

六月七日辛亥

一 今暁九時過濱町御上屋敷宅出立致候  
供人数左之通

若黨三人

鎗持壹人

長柄傘持壹人

草履取壹人 手人

具足櫃貳人

駕籠人足四人

鑓人足

両掛壹荷壹人

鑓人足

合羽掛壹荷壹人

鑓人足

本馬壹疋

熊谷愚右衛門

草り取壹人

乗駕籠人足貳人

右之通但愚右衛門儀者原御屋敷住居ニ付同所より出立 板橋宿へ先へ罷越 同所ニ而落合候

但今日御老中青山下野守様御上京ニ付 御発駕中山道御旅行ニ付 人馬差支候ニ付 人馬共昨夜五時入申付 今暁九時過致出立候 六時過板橋へ罷越候処 何之差支無同所罷通り候

一右出立之儀 月番喜平太殿江案内手紙差出候  
一板橋宿吉川

宅へ六時過着

但此処ニ而荷物費目相改候 依而愚右衛門内ニ取計金貳百足出遣候  
一此処へ御上屋敷并原御屋敷ニ為見送十式人罷出候ニ付 支度等可差出之處 未明之儀ニ而用意間ニ  
合兼候ニ付 金貳百足愚右衛門ニ為取計相渡ス  
一今晚鴻巣宿塚本屋孫三郎宅ニ止宿 夕八時過着也

六月八日壬子

一今晚七時鴻巣宿出立  
一新町宿へ夕七時前着 脇本陣三俣武兵衛宅江止宿  
一枇杷一皿  
右宿ニ差出候ニ付 為茶代壹朱遣候

六月九日癸丑

一今晚六時新町宿出立  
一松井田宿を越 碓氷御関所前之茶屋ニ而着服を改め 若黨ヲ壹人御関所へ遣シ安藤對馬守家来堀内  
織衛上下七人御関所罷通候段相届直步行ニ而罷通候 供方鎗 長柄 具足櫃 駕籠 戸を少し開  
罷通り候 両掛  
馬等順ニ立 尤鎗者伏せ罷通候  
但愚右衛門儀者手形差出跡ニ罷通り候  
一坂本宿江七時頃着 清水勘四郎宅ニ止宿

六月十日甲寅

一今晚六時過坂本宿出立 碓氷峠ヲ上る  
一望月宿へ七時頃着 福屋仲兵衛宅ニ止宿  
一鳥目百文ツ、  
一鳥目五拾文ツ、  
若黨三人  
中間四人  
但愚右衛門草り取共  
右者今日碓氷峠を越 別而太儀ニ付酒為請可申処 何レも酒不請候ニ付料ニ而遣ス

六月十一日乙卯

一今晚六時前望月駅出立  
一和田宿を過て和田峠を越  
一下諏訪宿江七時前着 桔梗屋善左衛門宅ニ止宿  
一金貳朱  
右者上下一同へ酒差出候ニ付遣候

宿江

六月十二日丙辰

一 今暁六時下諏訪出立

一 八五原宿へ七時頃着 湊屋清十郎宅ニ止宿

六月十三日丁巳

一 今暁六時過八五原宿出立

一 宮之越宿を過て福島御関所手前之茶屋ニ而衣服を改め歩行ニ而罷通候

但碓氷之こたく断者不致直通り候

一 御関所を越て福島宿也

一 須原宿江七半時過着 平田屋忠助宅ニ止宿

六月十四日戊午

一 今暁六時須原宿出立

一 大井宿へ暮六時過着 池田屋弥兵衛宅ニ止宿

一 鳥目百文ツ、

一 同五十文ツ、

一 右者木曾路無滞相越候ニ付 先日之通酒代遣ス

若黨三人

中間四人

六月十五日己未

一 今暁六時大井宿出立

一 太田宿へ暮六時前着 竹屋惣助方ニ止宿

六月十六日庚申

一 今暁六時太田宿出立

一 鵜沼宿ニ五時前着

濃州御領分厚見郡惣代

細畑村庄屋

柳原左衛門

一 右為惣代当宿江罷出候ニ付 立場茶屋ニ而逢候 御陣屋江立寄候哉否之儀伺候旨 愚右衛門申聞候ニ付 一寸可立寄可旨申達 同人儀直引取候

熊谷愚右衛門

一 右御用向申談 当宿を織衛を先へ切通御陣屋へ差遣候

一 六軒といふ所立場也 爰を切通迄巷里式十町也

一 新加納立場也 爰を切通迄式十町也

切通を

同心

惣右衛門

羽栗郡惣代

庄屋

兵左衛門

右之者共六軒と新加納之間迄為迎罷越ス若黨駕籠之戸引ク御下同断

切通同心

忠太郎

一 右新加納迄為迎罷出候

一新加納立場へ

御勘定人

佐藤久弥

堀江岡右衛門

右為迎罷出候ニ付駕籠ヲ出及挨拶候

一同所江

徒士格御勝手御用方

遠藤重平

同

森謙治

同

柳原五郎兵衛

右罷出候ニ付駕籠之内ヲ及挨拶候

一新加納を越 松並木之間道之右ニ御領分堺之榜杭有之 此所ヲ御領分高田村也 此所江

御代官

本城由井蔵

同

吉田貞之進

同

井上磋八郎

右罷出候ニ付駕籠ヲ出及挨拶候

一 此邊江

徒士格御勝手御用方

居波八右衛門

同

福島清兵衛

右罷出候ニ付駕籠之中ヲ及挨拶

一 右御領分堺ヲ其村ニ之庄屋式人先拂いたし 其次江同心老人案内罷出候

尤村堺ニ而同心致披露候ニ付太儀之旨申達

一

高田村

蔵前村

右村と罷通り切通御陣屋前江

切通村

郡奉行

市原房五郎

右罷出居候ニ付駕籠を下り及挨拶及同人案内ニ而御陣屋御玄関を御座敷へ罷通候 九時頃也

一上々様御機嫌房五郎相伺候ニ付 御機嫌宜旨申達候 御陣屋并御領分御静謐之旨房五郎申聞候

御代官一同

御勘定人一同

右老役宛罷出候ニ付逢候

一夫を昼支度差出ス 愚右衛門御下不殘昼支度出ル

一金百両 右登坂中入用兼而

一申越置 房五郎を受取ル

元々

郡奉行兼帯

佐藤助四郎

御代官

太田要八

切通村

徒士格御勝手御用方

伊藤嘉右衛門

右去ル十三日大坂表へ致出立候旨房五郎申聞候

一九半時過御陣屋出立 御門外迄房五郎送り候ニ付及挨拶 直駕籠ニ乗ル

但御代官 御勘定人も一同罷出居候ニ付及挨拶

切通村

細畑村

領下村

右御領分村と罷通 庄屋 同心案内前同断

一領下村ヲ越て西者加納領也 此所道之右と御領分堺之榜杭有之

御代官

一右御領分堺迄見送り候ニ付駕籠ヲ出及挨拶

御勘定人

一右御領分外迄罷越候様子ニ付 若黨ヲ遣シ及断候処 駕籠之側へ来候ニ付 駕籠を出及挨拶候

一加納宿江八時前着

居波八右衛門

遠藤重平

森謙治

柳原五郎兵衛

福島清兵衛

右之者共加納宿迄為見送罷出候ニ付 駕籠之内より及挨拶

加納宿御本陣扶持人

松波藤右衛門

一 右居宅之前江罷出居候ニ付 駕籠々出及挨拶候

同心

忠太郎

一 右加納宿迄罷出候

同心

惣右衛門

一 右者今日之泊美江寺宿迄罷越候旨申聞候

一 ばら野といふ所立場茶屋江

加納町御扶持人

佐藤新助

一 右罷越 加納宿御通行之節可罷出之處 御通過被成候ニ付 御跡々罷越候旨申聞候段 同心惣右衛

門申聞候ニ付 駕籠々出逢可申与存候内 駕籠之側江罷越候ニ付 駕籠之内々及挨拶候

一 河渡川舟渡シ

一 河渡川向江

方縣郡惣代

木田村

山田秀四郎

本巢郡惣代

柱本村

木野村嘉右衛門

一 右罷出候兩人共美江寺泊迄罷越候ニ付 泊宿ニ而逢候

一 河渡宿江八半時前着 加納領也

一 宿を出離れ 松並木之間右之方御領分馬場村也 榜杭経 是西北半分岩城領とあり 道より左者大

垣御預り所生津村なり 此処江

御領分

馬場村兼帯庄屋

豊田勇右衛門

年寄

国蔵

一 右馬場村為案内罷出候同心惣右衛門御披露 御領分中惣右衛門先拂いたし候

一 美江寺宿江七時前着 丸屋宅蔵方ニ止宿 大垣御預所也

一 當宿江

御領分

十四条村庄屋

豊田勇吾

同断

右宿内江罷出候 且泊宿へ出候ニ付逢候  
廉口  
差出候

宗十郎  
年寄ヨリ  
弥助

郡奉行  
市原房五郎

一 右御用向有之 當宿場へ罷出候ニ付致面會候  
同人儀今晚者當宿ニ止宿いたし候旨申聞候

同心  
惣右衛門

一 右當宿迄罷越候ニ付逢候 同人儀今日新加納手前ヲ當泊迄罷越太儀ニ付支度并酒宿へ申付為請候  
一鳥目百文  
鎗持老人

十四条村

一 小刀 一本  
養老酒 一陶

豊田勇右衛門  
同 勇吾

外ニ干菓子一盆  
右者先年忝勇吾儀江戸表江罷出候節 彼是御厚恩ニ相成候ニ付 伺御機嫌旁差上候段申聞候ニ付致  
受納 且兩人へ逢候  
一金百疋  
當泊宿  
丸屋宅藏へ

右者今日度ト人出入等有之セ話ニ相成候ニ付為茶代遣ス

六月十七日辛酉

一 今朝六半時美江寺宿出立  
一 鳥居本宿へ七時過着 米屋治右衛門宅ニ止宿

六月十八日壬戌

一 今曉六時鳥居本宿出立  
一 高宮宿江六半時過着 然処一兩日之雨ニ而高宮川満水 今朝より往来留り候ニ付無是非當宿かふと  
や忠藏方ニ宿を取り候  
一 昼九時過高宮川馬者不通候得共人之往来者付候旨問屋ヲ申出候ニ付馬荷を人足持にいたし當駅出  
立いたし候

一 高宮川歩行渡 駕籠其外蓮臺ニ載渡る 水深キ所者人足之腹迄浸ル  
一 越智川宿へ八半時前着 然処越智川昨日ヲ満水ニ而留り候ニ付無據當駅竹子屋彦六宅ニ止宿

六月十九日癸亥

一越知川之水今朝茂未落 依而此宿ニ逗留す  
一夕八半時前川之往来付候旨ニ付此宿出立 川を渡る 瀬三ツ淵四ツあり 向之岸最深シ  
深き所ハ人足之肩迄水つく 高宮川よりハ川中甚廣し  
一夕七半時頃武佐宿へ着 海津屋左衛門宅ニ止宿

六月廿日甲子

一今晚七半時武佐宿出立

一大津宿を過追分より左江伏見街道ニ入ル

一夕七半時頃伏見東濱町寺沢忠八与申者方へ着 此者ハ大坂銀主升屋吉右衛門懇意之者ニ而濃州御陣屋より登坂之節定宿ニいたし候ニ付 此者方江罷越候様濃州ニ而市原房五郎申聞候ニ付 此者方へ罷越候 尤船印茂此者方ニ預置候ニ付受取候様房五郎申聞候 右ニ付若黨之内老人馬ニ付ケ先へ遣シ案内申遣候処 忠八儀町内江出迎直宅江案内いたし候 兼而今晚夜船にて大坂江罷下り候積之所太田要八右衛門江書状残置候旨ニ而忠八差出候ニ付致披見候処 今晚者忠八方ニ致止宿明日昼船ニ而下り候方都合宜候 且又忠八江宿拂等之儀者何レ歸り之節勘定ニ而宜 助四郎儀も未拂者不致罷下り候ニ付歸り之節一同勘定いたし候様ニと有之候 右ニ付忠八江懸合今晚者止宿いたし候 尤明朝出立刻限之儀忠八江談合候處下り船ニ而ハ二時半も懸り候得者大坂着ニ相成候間 明朝者寛々出立ニ而も宜候旨申聞候 依之明朝五半時出立之積り申談候 右之趣今晚之下り船幸便ニ要八江愚右衛門より申遣候 尤忠八も吉右衛門方江案内申遣候旨申聞候

但船者買切ニいたし可申 船賃之儀者直拂候方可然旨も要八書面ニ有之候ニ付 右等之儀 忠八江愚右衛門より懸合候處 船賃之儀も御歸路之節御勘定ニ而宜候旨申聞候由 愚右衛門申聞候

一忠八方ニ而吸物 肴式種椀蓋 鉢蓋ニ而酒差出候 愚右衛門も一席へ呼同人へも吸物差出ス 夫より支度差出ス

六月廿一日乙丑

一今朝五半時頃伏見出立 寺沢忠八宅之前より乗船 忠八罷出セ話いたし候 船中へ弁當差出并酒茂一陶差出ス 此船江上藤御紋御船印立之

一大坂へ入 天満橋 天神橋 難波橋之下ヲ過 中之島を右ニ見て梅檀ノ木橋 淀屋橋 肥後橋を過 西国橋より西横堀へ入ル 此邊江升屋吉右衛門より迎船差出 此船江御代官太田要八并升屋支配人要助与申者罷出出迎候ニ付則此舟ニ乗移候 此舟江も御船印立有之候 夫より舟町橋 尼ヶ崎橋を過て右江江戸堀へ入 鐘木橋 犬齋橋 阿波橋 大目橋を越て北江江戸堀五町目御蔵屋敷前江着 船上り

場江伊藤嘉右衛門罷出居 岸上江吉右衛門麻上下着用罷出一通り挨拶 此処江升屋手代兩人羽織袴にて罷出為案内致先立候 尤嘉右衛門披露いたし候 夫より御屋敷江入御玄関より上ル 敷臺江助四郎 若黨罷出 玄関之間江助四郎出迎挨拶 直御座敷江着座八時過 茶 多葉粉盆出 夫より助四郎要

八并嘉右衛門順々ニ罷出着申聞 且助四郎儀 上々様方御機嫌伺候ニ付御機嫌宜旨申達候

一夫々今日着ニ付為怡到来物披露有之 尤助四郎以下へも太物有之 手目錄左之通 覚

五拾入

一 鯉節 一箱

右堀内様

廿入

一 鯉節 二箱

右佐藤様

卅入

一 鯉節 三箱

右太田様

熊谷様

伊藤様

右之通御着為御歡奉入吉覽候 已上

六月廿一日

平野屋安兵衛

鴻池伊助

升屋吉右衛門

右之通到来有之候

但伊藤嘉右衛門儀者大坂ニ而者矢張御家中之取扱ニいたし候ニ付 此方ニ而も登坂中者其心得ニ 而取扱候旨助四郎申聞候

一 當地逗留中上下支度之儀手終といたし左之通相定候旨助四郎申聞候 定

一 汁 香の物

朝

但御家老衆者外ニ猪口ニ而も添候事

其外者上下同様之事

茶漬

一 煮豆或者 ひとつし物ニ而も

昼

見合の事

香の物 尤供方者香の物計之事

汁

一 平 平ニ而も煮揚 ものニ而も見合之事

夕

香の物

但御家老衆ハ外ニ猪口可附候事

供方者平ニ而も汁ニ而も一色之事

右之通相定候上者平之儀成丈ケ手輕ニいたし 八盃豆腐位ニ而不苦候間 其心得ヲ以見計可申事

亥六月

右之通申談置 臺所江張札いたし候旨助四郎申聞候

但織衛へ計猪口付候二者不及并夕飯之節汁者無之而も可宜旨助四郎へ申談候処 左候ハ、右等之処者差略いたし候様申談可置之旨助四郎申聞候

一今日到着ニ付吉右衛門為怡罷出候ハ、御酒 吸物差出候積之旨助四郎申聞候 然処夕七半時頃吉右衛門并悴親チカ之助麻上下着用罷出候ニ付織衛継上下着用面會是迄之挨拶

上之御意申述 且御蔵屋敷取立呉候挨拶并是迄濃州役人度々登坂セ話ニ相成候挨拶 且此度懸り被申付候ニ付此上先端無覆蔵申承度段申述候處 吉右衛門儀茂此度御懸物并俵数被下置候御礼申聞 其後一通り御勝手向咄も有之 夫々吸物 肴三種ニ而御酒差出 助四郎 要八 愚右衛門罷出并嘉右衛門も罷出取持いたし候 夜四時頃相濟候

但本文吉右衛門へ御懸物被下候儀者御勝手向之儀厚セ話いたし 且去年中講金取立呉候ニ付右等之為御挨拶何卒御懸物様之御道具被下置候様致度并右調講ニ付而者吉右衛門多分物入茂有之ニ付俵子五十俵被下置候様仕度段 助四郎當春江戸表へ罷出候節申聞候ニ付則伺之上御有合之狩野常信筆中福祿寿 左松 右竹三幅對御懸物一箱并俵子五十俵助四郎登坂之節被下候積リニ而御懸物同人へ相渡遣し 此度織衛ハ先へ持參被下取計候 右之御礼申聞候儀也 且又吉右衛門儀是迄兩度江戸表へ来り織衛面會いたし此度初而二者無之 親之助ハ者初而逢申候

一今晚々織衛 愚右衛門儀者御屋敷江止宿いたし 助四郎 要八 嘉右衛門儀者御屋敷之際ニ吉右衛門別屋有之右之処江引取止宿 尤日々御屋敷江罷出三度之食事も御屋敷ニ而いたし候旨助四郎申聞候

但織衛者座敷之脇二三畳敷有之ニ付是を住居ニいたし 愚右衛門者玄關次之間 若黨 中間者二階へ上ケ候 尤若黨彦人ツゝ織衛罷在候次之間へ泊ラセ候

一明日升屋吉右衛門方へ可罷越与助四郎へも談合 嘉右衛門ハ吉右衛門へ申通候処 明日者不成就日ニ付初而御登坂之儀ニも御座候間明日者御見合被下明後日御出被下候様申聞候由 尤此度者銀主共江御出被下候儀ニ付是又明後日御廻り被成候方宜旨吉右衛門申聞候由ニ付明日者相止候

六月廿二日丙寅

一明日銀主へ罷越候ニ付土産物等兼而助四郎儀吉右衛門へ内談いたし大概取極置用意有之 今日要八 愚右衛門兩人ニ而包等仕立 上書并手目録等物書忠兵衛ニ為認候

一昨日着坂ニ付江戸表へ今日仕廻ニ而町便差立御用状差出可申与存認候処 今明日者休日之由ニ付相止候

一夕方々吉右衛門罷越候ニ付御酒 吸物等差出 夜分迄相咄歸り候

六月廿三日丁卯

鯛 一

はも 一

鰻 一

淡路屋久兵衛

右着坂怡として差越候

但此者八元卜吉右衛門支配人ニ而其後別ニ店為持候者之由

一今日銀主共宅江昼後方罷越候積ニ付一統より土産物左之通 手目録ニいたし夫々江差遣候

覚

一 白縮 一疋

式拾入

一 鯉節 一箱

一 樽代金 式分疋

笹井吉右衛門殿江

堀内織衛方

一 白縮緬 一反

一 繪色紙 一箱

一 鯉節 一箱

御同人江

佐藤助四郎方

一 毛氈 式枚

御同人江

太田要八

熊谷愚右衛門方

伊藤嘉右衛門

一 絹上布 一反

御家内江

堀内織衛

佐藤助四郎方

一 袴地 一反

笹井親之助殿江

右両人方

以上

右升屋吉右衛門方江土産物也

一平野屋安兵衛并弟政兵衛へ土産物左之通

覚

一 白縮 一疋

式拾入

一 鯉節 一箱

堀内織衛方

一 白縮緬 一反

一 繪色紙 一箱

佐藤助四郎方

一 毛氈 式枚

以上

右安兵衛へ土産物也

覚

一 越後縞

一反

式拾入

一 鯉節

一箱

以上

右政兵衛へ土産物

一 平野屋五兵衛へ土産物

覚

一 白縮

一疋

式拾入

一 鯉節

一箱

一 越後縞

一反

一 鯉節

一連

一 国紙

三束

以上

但国紙者美濃紙也

一 住友吉次郎江土産物

覚

一 白縮

一疋

式拾入

一 鯉節

一箱

一 越後縞

一反

一 鯉節

一連

太田要八

熊谷愚右衛門ゝ

伊藤嘉右衛門

百武政兵衛殿江

堀内織衛

佐藤助四郎ゝ

堀内織衛ゝ

佐藤助四郎ゝ

太田要八

熊谷愚右衛門ゝ

伊藤嘉右衛門

堀内織衛ゝ

佐藤助四郎ゝ

一 毛氈 貳枚

太田要八

熊谷愚右衛門ゝ

伊藤嘉右衛門

以上

一 住友吉次郎支配人泉屋貞助 泉屋幸三郎へ土産物 但兩人共吉次郎方ニ罷在候ニ付同所へ遣ス

覚

一 晒 一疋

泉屋貞助殿江

堀内織衛

佐藤助四郎ゝ

一 晒 一疋

泉屋幸三郎殿江

右兩人ゝ

以上

一 鴻池伊助江土産物

覚

一 白縮 一疋

貳拾入

一 鯉節 一箱

堀内織衛ゝ

一 越後絹 一反

一 鯉節 一連

佐藤助四郎ゝ

一 毛氈 貳枚

太田要八

熊谷愚右衛門ゝ

伊藤嘉右衛門

以上

一 鴻池伊助支配人鴻池覚兵衛へ土産物

但是者別宅いたし居候

覚

一 晒 一疋

貳拾入

一 鯉節 一箱

堀内織衛

佐藤助四郎ゝ

以上

一右同人支配人鴻池儀七江土産物

但是者伊助方ニ罷在候ニ付同所へ遣ス

覚

一晒 一疋

式拾入

一鯉節 一箱

鴻池儀七殿江

堀内織衛

佐藤助四郎 ㇿ

以上

右鯉節都合式百本入用之處百八拾本一昨日到来之品有之候ニ付右ヲ用ひ式拾本調足シ相贈候

一和泉屋与兵衛へ土産物

但此者ハ銀主ニ者無之候 是者大坂金談引合之初メ嘉右衛門へ升屋吉右衛門ヲ引合セ候者也

覚

一金三百疋

堀内織衛

佐藤助四郎 ㇿ

一淡路屋久兵衛へ

覚

一金三百疋

堀内織衛

佐藤助四郎 ㇿ

一升屋吉右衛門支配人共江左之通織衛 助四郎方模合ニ而遣ス

一金貳百疋

吉右衛門支配人

仁兵衛江

右同人支配人

藤八

要助

惣兵衛

嘉兵衛

久兵衛

一同百疋宛

右之通今朝夫々江為持遣ス 宰領者助四郎 若黨へ申付釣臺ニ載持夫者一同召連候中間ニ申付候

但夫々酒代差遣候

一夕八時過出宅 銀主方江罷越候 供人等左之通

但愚右衛門儀昨夜方不快ニ付今日者不罷越候

堀内織衛

継上下着用

若黨三人

鎗持壹人

損料借  
挟箱忝人  
持人日雇

手人不快二付日雇  
長柄傘忝人

草履取忝人

権門

駕籠人日雇  
駕籠三人

合羽籠損料借  
合羽籠忝人  
持人日雇

但駕籠人等着物者持参いたし候

佐藤助四郎

継上下着用

若黨忝人

鎗持忝人

損料借  
挟箱忝人  
持人日雇

草履取忝人

駕籠人日雇  
駕籠三人

損料借  
合羽籠忝人  
持人日雇

太田要八

羽織袴

草り取忝人

伊藤嘉右衛門

草り取忝人

一回勤順口上等左之通  
升屋之中衆忝人駕籠之  
先へ立案内いたし候

但何連も不罷通 入口ニ而取次之者へ申置候方宜候旨吉右衛門申聞候由助四郎申聞候 吉右衛門儀者御通シ申上御酒差上候而宜候得共 内実ハ妻出産後未肥立不申彼是宅も差支候儀も有之ニ付御通シ申上兼候 併右躰ニ申上候而ハ恐入候間 只何となく先ッ外並通り被仰置ニ取計呉候様 嘉右衛門へ申聞候由助四郎申聞候

北江戸堀五町目

升屋吉右衛門

今般拙者儀旦那勝手用向ニ付致出坂候 勝手向之儀段々厚預御セ話忝次第二御座候 不相智御懇意御申談可被下候 且着之節者為御怡預御太物忝存候 右御頼旁致伺上候 右罷越候処吉右衛門雨落際迄罷出居候ニ付口上申述候

伏見町

平野屋安兵衛

安兵衛同居 同 政兵衛

口上右同断

口上右同断

但支配人儀七八も傳言申述候

今橋式町目

鴻池伊助

北濱式町目

伊助支配人

鴻池覚兵衛

口上右ニ准

但太物之挨拶無之

今橋式町目

平野屋五兵衛

口上右ニ准

但太物之挨拶無之 尤五兵衛儀者  
表向出金無之ニ付安兵衛セ話し挨拶申述候

茂左衛門町

住友吉次郎

今般拙者儀旦那勝手用向ニ付致出坂候以来御懇意御申談可被下候 仍而致伺上候

但住友儀者未出金者不致候得共 吉右衛門セ話し而取立候講金江十口致加入居 且此節月割金之内江出金之儀嘉右衛門ニ懸合中右等旁罷越候 且支配人貞助 幸三郎へも傳言取次之者へ申述候

右之通道順ニ相廻り何レも取次之者へ若黨ニ名札為差出 口上者自身申述候 尤女取次ニ罷出候ハ、自身口上申述ニ不及 若黨ニ為申述候而宜趣ニ付口上覚書ヲ若黨ニ渡置候処 二ヶ処ニ而女罷出候ニ付若黨ニ口上為申候

但加寫屋作兵衛茂月割金之内へ出金いたし居候得共 未内ニ之儀ニ而名前差出候儀断ニ付此度太物茂不遣 廻勤も不致候

右相濟候而夕方罷歸り候

平野屋安兵衛

同 政兵衛

右着坂之怡且土産物并直勤之為挨拶入来候付 織衛始一同面會 御酒 吸物 肴三種差出段ニ之挨拶申述候 織衛者着後初而面會ニ付継上下着用いたし候

但安兵衛儀者江戸表ニ而一度面會 政兵衛へ者此度初而逢候

升屋吉右衛門

今日土産物直勤等之為挨拶罷越候 安兵衛一同御酒差出ス

一月割金五千式百両之処當年者閏月有之ニ付閏月分三百両増金之儀吉右衛門へ懸合濟

六月廿四日戊辰

一 三本入扇子一箱

住友吉次郎

右着坂為祝儀差越 且昨日土産物直勤等之挨拶旁支配人泉屋幸三郎罷出候ニ付織衛始メ初而面會 彼是之挨拶者述 且御酒 吸物 肴三種差出候 織衛 助四郎継上下着用いたし候

一 鯉節 一箱 三十  
御酒 一樽 五升

平野屋五兵衛

右着坂為祝儀差越 且昨日土産物直勤等之挨拶旁代支配人徳兵衛と申者来ル 且又助四郎へも鯉節式連 御酒一樽五升五兵衛を捻状添差越候 依之一同始而面會織衛助四郎 且御酒吸物肴三種差出候

鴻池伊助支配人

鴻池寛兵衛

同

鴻池儀七

右之者共同道罷出着坂之恰 且昨日土産物直勤等之挨拶申聞 尤伊助儀閑東へ下り未帰坂不致候ニ付先ツ私共の御礼申上候旨申聞候 一同初而面會兩人共麻上下二而罷出候 御酒吸物差出候 吉右衛門も参り取持いたし候

一 今日仕廻ニ而江戸表へ町便ヲ以御用状差出ス 御用状助四郎へ相渡候 尤自筆状者一昨日認置候俣差出候 且

殿様 若殿様 凶書様 江伺御機嫌呈書差出申候

但呈書も一昨日認置候俣差出ス 右日付相違候儀ハ御用状ニ申遣ス

案文

一筆致啓上候

殿様益御機嫌能被遊御座 奉恐悦候 将又拙者儀道中無恙昨廿一日大坂表江致着候 依之為可奉伺御機嫌如此御座候 御序之節可然様奉頼候 恐惶謹言

堀内織衛

名判

六月廿二日

矢代喜平太様

一若殿様江呈書

一筆致啓達候

如此御座候御序之節可然様頼入存候 恐惶謹言

月日

黒川又兵衛様

一凶書様江

右同文言 其元方迄

岩松六郎左衛門様

高寫大右衛門様

一伊坂左仲太へも御勝手御用状出ス

六月廿五日己巳

一 今八時頃平野屋安兵衛来候ニ付菓子差出 酒者不差出候 吉右衛門も罷越候 兩人へ昨日臨時千三

百兩濃州へ出金いたし呉候 挨拶申述候 暫物語いたし罷帰り候

但安兵衛千兩 吉右衛門三百兩差出ス

一夕方々吉右衛門儀悴親之助同道罷越 親之助席書いたし當年十五歳之由

六月廿六日庚午

三十八

一 小倉野 一折

平野屋五兵衛

右逗留中為見廻御手紙差越候ニ付挨拶旁返事出ス

但助四郎へ者父肴一籠来ル 挨拶旁返事出ス

一 天鷲絨巾着 亀之宝珠 一箱入

升屋吉右衛門江

鮮鯛 一折

右者過日妻出産男子出生候ニ付為恰一同々遣ス

忠兵衛ヲ使二いたし遣ス

但翌日使之者へ銀子沓包差越候ニ付面會之節及挨拶候

今巳二刻土用入

六月廿七日辛未

淡路屋久兵衛

右罷越先日着之恰且贈物之礼申聞候ニ付初而致面會候

佐藤助四郎

右土用入ニ付奉伺御機嫌候旨申聞候ニ付可達御聴旨申達ス

太田要八

熊谷愚右衛門

右同断ニ付奉伺御機嫌候旨申聞候ニ付同様申達

但 上へ之伺相済而助四郎始自分へ之暑氣見廻も申聞候 嘉右衛門も罷出候

求肥糖 一箱

平野屋安兵衛

鱧蒲鉾 一籠 虎屋大和製 天満屋五郎右衛門製

右逗留中為見廻御手紙差越候ニ付挨拶旁返事出ス

但助四郎へも交肴一籠差越候ニ付挨拶旁返事出ス 要八 愚右衛門へも最合ニ而交肴一籠差越ス

平野屋政兵衛

右為見廻罷越候ニ付面會 御酒 吸物等差出 昼支度時分ニ相成候ニ付湯漬差出 織衛 助四郎致相伴相済而暫罷在帰り候

一 交肴 一折

升屋吉右衛門江

右土用入ニ付為見廻遣ス

但今日助四郎以下へ平野屋々到来之肴ヲ見繕遣ス

升屋吉右衛門寺

一 美濃紙 一束

天鷲寺江

右者昨日罷越候処馳走有之候ニ付為挨拶遣ス 伊藤嘉右衛門取計候

一 金貳百疋

天王寺前茶屋

福屋江

右者昨日初而立寄候ニ付遣ス 嘉右衛門取計候

但右福屋儀者吉右衛門懇意之茶屋ニ而内実者吉右衛門セ話いたし置候様子ニ相聞へ候  
此度初而御立寄之儀ニも候間右之通被遣候方可宜旨助四郎申聞候ニ付差遣候

六月廿八日壬申

鯛 一

交肴 たこ 一 一籠

はも 一

鴻池伊助

地黄保命酒 一陶

元和癸亥弘 大坂今橋二丁目鳥飼屋製

右者一統江逗留中為見廻伊藤嘉右衛門まで手紙ヲ以差越候段助四郎申聞候ニ付挨拶宜申遣候様  
申談

和泉屋与兵衛悴

与七郎

右着之怡且与兵衛へ目録相贈候ニ付与兵衛可罷越答之處不快ニ付為名代罷出候旨申聞候ニ付初而  
逢候

六月廿九日癸酉

一 今朝者御日柄ニ付御精進仕立ニ可致哉与升屋手代伺出候段愚右衛門申聞候ニ付其通と及答

但 上之御日柄者兼而問合有之書付遣置候段助四郎申聞候

一 葛粽 虎屋伊織製 一臺

升屋ウ

右為慰一同へ差越ス

一 蕎麦一重 但大切溜ニ入

平野屋政兵衛

但天満老松町北江入ゼにがんどろ清器亭之製

右為逗留中見廻一同江差越嘉右衛門迄手紙ヲ以来候

平野屋安兵衛

右夕方ウ升屋方へ参り居候処 織衛他行いたし夕方帰り候処 帰宅之様子ニ而御屋敷へ伺候 心得  
之旨嘉右衛門申聞候ニ付 帰宅直通し逢申候 御酒差出政兵衛ウ到来之蕎麦振廻候 升屋も参り  
候 一同相伴いたし夜五半時過帰り候

一 今晚濃州ウ便り有之 房五郎ウ書状来ル 三州加治榮左衛門之書状も同所ウ差越ス

六月三十日甲戌

一 銀主共江被下物并御料理被下候膳ニ付 今朝右之通夫ト江助四郎ウ手紙差出ス

但銀主へ御料理被下等之儀織衛着後早速可取計答之処 徳川式部卿様御逝去 鳴物停止ニ相成候而昨日ウ停

止相濟候ニ付是迄延引明日ニ取極候

奉書半切ニ認

鴻池伊助様

佐藤助四郎

御剪紙致啓上候 然者御達申度儀有之候間明後日御出御座候様致度 此段可得其意旨堀内織衛申聞候ニ付如此御座候 已上

六月晦日

料紙同断

笹井吉右衛門様

百武安兵衛様

百武政兵衛様 各通

鴻池覚兵衛様

鴻池儀七様

右同文言 但可得御意旨

住友吉次郎様

各通

鴻池伊助様

御剪紙致啓上候 然者明後二日麓末之御酒差進申度候處手挟之儀ニ付遠方ニ者御座候得共堂島池田屋太兵衛宅借受候間同所江御出被下候様致度 此段可得其意旨堀内織衛申聞候ニ付如此御座候 已上

六月晦日

笹井吉右衛門様

百武安兵衛様

百武政兵衛様 各通

鴻池覚兵衛様

鴻池儀七様

右同文言 可得御意旨

右若黨ヲ使ニ申付 夫ニ遣候処何レモ受書来ル

閏六月朔日乙亥

一 今日銀主追々罷出候ニ付罷出次第第二左之通被下取計候

一 横麻御上下一具

平野屋安兵衛江

熨斗包添

ヒレ

百武安兵衛殿江

且那勝手向之儀厚預御セ話満足被存候 猶此上御セ話之儀御頼被申候 依之麻上下被相贈候 右罷出候ニ付申談書奉書半切ニ被認 申談書付者助四郎へ渡ス 同人御品与一緒ニ當人へ差渡ス 御礼申聞退ク

一 横麻御上下一具

平野屋政兵衛江

熨斗包添

口上書右同断

右申談御礼申聞退ク 再安兵衛 政兵衛一同罷出被下物之御礼 且明日御酒被下之儀達候

受も申聞引取候

一 横麻御上下一具

熨斗包添

鴻池伊助江

旅行留守二付名代

鴻池寛兵衛

口上書右同断

右申談候処 伊助へ申聞御礼可申上候得共 夫迄之処宜と申聞退ケ

一金三百足

熨斗包添

鴻池寛兵衛江

口上書右同断

一同三百足

のし包添

鴻池儀七江

口上書右同断

右老人ツ、御座敷へ呼出し申談候 一旦退キ再罷出御礼申聞 且明日御酒被下之儀達候 受も申聞候而引取候

一 薄梯縮御紋御帷子巻

升屋吉右衛門江

のし包添

口上書右同断

右申談次第右同断

一 明日御料理被下献立池田屋へ談方其外万端之都合等嘉右衛門ヲ以吉右衛門へ相頼 吉右衛門儀取計具候

一 明日池田屋へ親之助も同道いたし候様吉右衛門方へ助四郎ヲ手紙ニ而申遣ス

閏六月二日丙子

一 今日銀主共江御料理被下 御屋敷手狭ニ付堂島池田屋太兵衛方江出張振廻候ニ付夕八時前出宅太兵衛方へ一同罷越候 吉右衛門 親之助も同道いたし候無程

平野屋安兵衛

同 政兵衛

鴻池寛兵衛

鴻池儀七

右何レも麻上下着用罷出座敷入例之方ヲ後ニ着座 于時織衛 助四郎継上下着用罷出對座 但織衛儀安兵衛より者 少し上之方ニ着座斜ニ相對ス 吉右衛門 親之助者亭主方ニ着座致度趣ニ而助四郎之次ニ着座 夫ヲ鯉味噌

吸物引盃 出 何レも一盞受酌并給仕召連候若黨ニ 肴作り 出 吸物と引替ル又一盞受 夫ヲ三ツ組盃出取肴

はも松葉鯛也 出ル 于時安兵衛進出頂戴致度与申聞候ニ付再三辞讓之上織衛ヲ安兵衛へ差シ肴挟ミ 小梅干三種也

返盃之処ニ而助四郎進出直右之盃ヲ貰一盞受 安兵衛ヲ肴挟ミ其盃安兵衛へ返盃 安兵衛一盞受助 四郎肴挟ミ其盃安兵衛ヲ織衛へ返盃 安兵衛肴挟其盃織衛ヲ政兵衛へ差ス 次第安兵衛之通 夫ヲ 覚兵衛 儀七 吉右衛門 親之助順々右之通相済 畢而不残引すまし吸物出引盃ニ而各一盞受直引

ク夫々二汁五菜料理出ル 要八 愚右衛門 嘉右衛門羽織袴 折々罷出挨拶いたし候 畢而不残引菓子薄茶差出濟而主客各別間へ引休息 夫々座替り御酒可差出処殊之外暑氣も強候ニ付兼而用意いたし置候船ヲ催 此船新天神丸といふ大屋形船也此上三天神丸 其上三川一丸之由此船丈高キ人立候而も不支 堂島へ乗船 山崎へ罷越 御酒 吸物 四ツ肴 五種差出夜四半時頃船ニ而罷歸り候

一 但江戸堀へ者右之大屋形船者入不申候ニ付紅梅ニ乗り歸り候 供之もの者通ヒ船ニ乗セ候  
一 池田屋へ拂之外ニ為挨拶金貳百疋中居共へ同百疋遣ス

一 銀主供之者四人江金老朱ツ遣ス

一 鴻池伊助旅行中之処名代者別段不罷出候ニ付送り膳いたし候  
一 住友も断ニ而不参ニ付贈り膳ゐたし候

閏六月三日丁丑

一 鍋島團扇 五柄

平野屋政兵衛

右罷出候ニ付逢候処昨日之御礼申聞 安兵衛儀今朝無據用向有之候ニ付早速御礼罷出兼候 夕刻者罷出候得共此段宜申上候様申聞候段申之候 且又明日御手透ニ御座候ハ、鹿酒差上度候間何卒池田屋へ御出被下候様ニと申聞候ニ付承知之旨及挨拶候 助四郎へも同様申聞候 且又昨日鍋島製團扇之儀御咄申上候ニ付任有合輕少なから差上候旨申聞候ニ付致受納候 茶菓子差出無程罷歸り候

一 但要八 愚右衛門等へも明日招之儀申聞候段要八申聞候 尤右招之儀者此間中升屋より内々咄有之候

鴻池覺兵衛

鴻池儀七

一 右昨日之御礼并明日招之儀申聞候 相應及挨拶候暫罷在歸り候

升屋吉右衛門

同親之助

右同断

閏六月四日戊寅

一 今日銀主共々招ニ付一同五半時頃出宅 曾根崎池田屋太兵衛別荘江罷越候 尤吉右衛門 親之助 同道 同人々船申付御屋敷前々船ニ而罷越候 継上下ニ而可罷越筈之處銀主より達而断ニ付羽織袴ニ而相越ス

但供之者不残召連具候様申聞候ニ付若黨三人 草り取 鎗持鎗者不為持候 召連候 長柄持者不快ニ付

不召連候 助四郎以下右同断

一 別荘へ参着小座敷ニ而暫休息致シ夫より座敷へ罷出一同着座入例之方 夫々銀主を後ニ

平野屋安兵衛

升屋吉右衛門

平野屋政兵衛  
升屋親之助  
鴻池寛兵衛  
鴻池儀七

右一同罷出挨拶有之直對座 鯉味噌 吸物出引杯ニ而銘酌者中居 肴 中皿作 なり一盞受 出 吸物と引替ル

又一盞受 夫々ニツ組盃并取肴出 于時安兵衛進出頂戴致度と申聞候ニ付 今日者是非貴度旨再應申述候得共 何レにも御盃被下候様申聞候 此時吉右衛門罷出 安兵衛申上候通御盃被下候様ニと申聞候ニ付 任其意織衛方安兵衛へ遣ス 安兵衛一盞受肴遣シ返盃 夫々吉右衛門罷出右同断 順々相濟 但今日者助四郎盃事者無之候 此儀吉右衛門席へ罷出 佐藤様方も御盃頂戴可仕筈ニ御座候得とも御手間取御六ヶ敷可有御座候間 先ツ御断申上候 後刻御座替りニ而頂戴可仕旨申聞候ニ付 任其意候 夫々すまし吸物出引盃ニ而一盞受直ク引 畢而銀主一同進出挨拶有之 勝手へ引ク

今日者要八愚右衛門 嘉右衛門も一座也

引續キニ汁五菜膳出ル 本膳者安兵衛持出 助四郎へ者吉右衛門其次寛兵衛 儀七 順々持出 二ノ膳以下者仲居請仕也 焼物者跡方相廻候段吉右衛門罷出申聞候 夫々安兵衛始一同 罷出挨拶有之 相伴不致勝手へ引候ニ付相伴之儀嘉右衛門ヲ以申達候処 勝手ニ而自由ニ認候ニ付 御随意ニ被召上被下候様申聞候ニ付其俣いたし置候 夫々折々為挨拶安兵衛始罷出候湯之節安兵衛罷出試いたし候膳相濟 薄茶出相濟而吉右衛門罷出袴ヲ取候様申聞候ニ付一同袴を取ル

但此間二供之者へも御酒 料理等差出 且為祝儀若黨へ金百疋宛 中間へ南鐐一片ツ、呉候段 愚衛門申聞候ニ付安兵衛始へ及挨拶候 右相濟若黨人 草り取忝人残シ置 其外者相返シ候 一夫々暫休息いたし候処船申付候間御湯衣ニ御召替御出可被下旨吉右衛門申聞候ニ付縞之帷子ニ着替 夫々一同此所を出ツ

一池田屋を出 堂島渡邊橋之西爪より一同船此船新天神丸也供船者 別ニ紅梅を用意すニ乗 堂島川を下り 安治川口ニ至り網舟申付候由ニ而五艘漕来 依而両三人ツ、分レ乗ル 夫々安治川を下りに所々にて網を打 夕方ニ相成又元之屋形船へ一同帰り 夫々安治川を上りて山崎網船にも酒肴 を入候ニ至 此時日暮而船中ニ而酒肴夜食等差出相濟而紅梅船ニ乗り移り銀主と別れて四半時過帰宅ス

閏六月五日己卯

一昨日之為挨拶升屋始銀主宅江左之通手札相認若黨ヲ使二いたし差遣候

昨日者御招ニ付罷出候処種々

御馳走ニ預 殊ニ川口へ御誘

引漁獵等御申付段々

御丁寧之儀忝次第ニ

堀内織衛

御座候 且供之者へも彼是

御心配之段痛入候 右御礼

申述候

一 太平糖 一箱

天鷲寺

右逗留中為見廻一同江差越候 尤吉右衛門迄手紙ニ而差越候旨来紙添吉右衛門方到来ス

一 昨日之焼物代りとして鯉節一箱拾入宛銘々へ差越ス

和泉屋与七郎

右逗留中為見廻来ル

閏六月六日庚辰

医師

森三折

右之者賀島屋作兵衛出入之医師ニ而作兵衛内々出金いたし候様ニ相成候者最初三折之取持之由作兵衛儀三折之申候儀者能用ヒ万事相談いたし候由 此者医業之外多藝之者ニ而第一雅樂を好候由吉右衛門申聞候ニ付 樂所望之儀吉右衛門へ頼置候処 今夕御屋敷江罷越候ニ付 初而面會いたし候 三管合奏之為左之者同道有之候

肥前平戸産医師

筆策

日高大助

大坂町人

笙

柴屋利右衛門

右罷出升屋父子も来ル 無程奏樂左之通

三折者横笛也

平調

五常樂急

皇疊急

陪臚

盤涉調

青海波

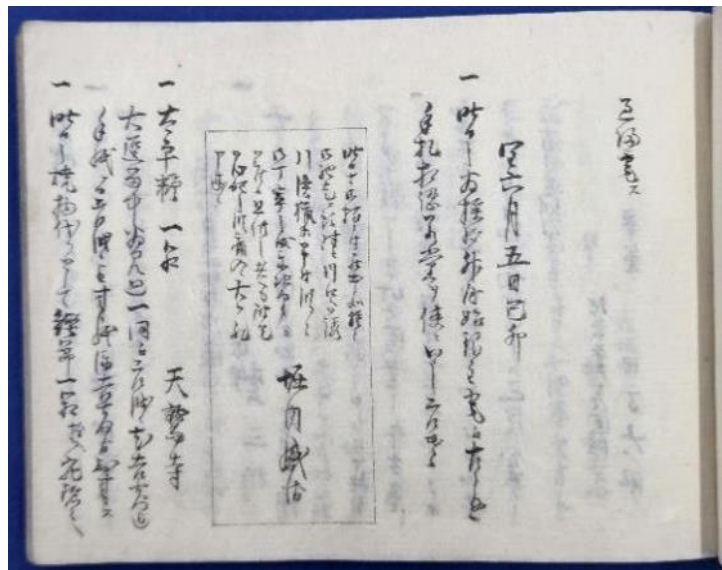
越殿樂

以上

右畢而御酒并湯漬等差出 夜四時過罷歸候

閏六月七日辛巳

一 平野屋安兵衛始方此間一同招ニ逢候ニ付右之答礼心ニ此方々も相招可申旨升屋へ嘉右衛門ヲ以及相談候処 最早御出立前ニも相成御事多 其上御費も有之儀ニ付 夫二者及間敷候 乍去安兵衛始へも右御招之御趣意内々申達 其上ニ而御挨拶可申と一昨日申聞候 然処安兵衛等右之儀者堅ク御断申上候段申聞候ニ付御止被成候而宜候 乍去夫なりニも難被成候間御酒肴御贈被成候方可然旨昨日吉右衛門申聞候由ニ付如今日左之通夫々江相贈候



一 交着 五種 一折  
御酒 五升入 一樽  
但御酒者札ニ而遣候

平野屋安兵衛  
同 政兵衛 江

一 交着 五種 一折  
御酒 五升 一樽  
但御酒肴共札ニ而差遣候

升屋吉右衛門江

一 交着 五種 一折  
御酒 五升 一樽  
但御酒者札

鴻池寛兵衛  
鴻池儀七 江

右何れも手目録添若黨を使ニ遣ヌ 口上左之趣申述候様申合

此節外江御誘引申候積り之処升屋ヲ達而相留メ候ニ付任其意 乍略儀目錄之通進入いたし候  
但是者吉右衛門注文之口上也 依而其通申遣候

吉右衛門へ者左之通為申述候

此節外江御誘引申候積之処段ニ与御申聞候儀有之ニ付乍略儀目錄之通進入いたし候

平野屋安兵衛

一 右罷越候ニ付面會いたし候処此間出會之挨拶并右ニ付使遣シ 且過刻酒肴遣し候 礼等申聞候ニ付  
ウ(カ)是も段ニ馳走之礼申述候 且又安兵衛別段申聞候者此間吉右衛門迄咄置候ニ付御承知も被  
下候哉 此度ウ本家五兵衛儀御月割金之内江出金仕候積ニ御座候 誠ニ御旧縁も御座候ニ付格別之  
御用も相動可申候得共申上兼候儀ニ者御座候得共五兵衛儀旧家之者故所ニ御頼込茂有之候得  
共新規之儀者一切御断申上候 御家之儀者御旧縁ニ者御座候得共年久敷中絶之儀ニ茂御座候得者  
只今御用相動候与申候而ハ外ニ江大分相響迷惑仕候 依之甚恐入候得共御月割金之内江加り候迄  
之儀ニ御座候間 右之処何分御合置被下候様申聞候 且又右之通御月割出金も仕候得者五兵衛儀  
罷出御目通も可仕筈ニ御座候得共近年多病ニ相成 御奉行所江も御断申上 代之者差出候時宜ニ御  
座候間 乍恐御伺申上兼候 御家御用向之儀者支配人 徳兵衛へ申付候間同人名代ヲ以御伺可申上  
候間 此段も御合被下候様ニと申聞候付段ニ礼申述 猶宜御挨拶可被下旨申述候 右跡ニ而申聞候  
者先年御館入仕候儀年久敷儀ニ而相分り兼候処 其砌御茶會ニ御役人様方ヲ御招待申上候御旧記  
拜見被仰付候ニ付吟味仕候処 成程旧記も有之 御旧記ニ見へ候五兵衛所持之茶器等之内只今ニ残  
り居候品大分有之 尤茶室ハ類焼ニ而當時之茶室とハ相違仕居 却而昔シ之国御絵図ニ而初而承知仕  
候

大守様御製被遊候御香台茂今以所持罷在候旨申聞候ニ付 其砌拙者六代以前喜右衛門与申者家老  
相動 檀那御城代勤役中在坂ニ有之候而五兵衛殿とも時ニ御茶會いたし候趣ニ有之候 其後彼是  
百年も中絶御疎遠ニ相成居候処 此度ケ様ニ御懇意ニ相成 殊ニ月割御出金も被下候様ニ相成候段  
檀那ニ於ても大慶可被致候并於拙者茂本望之至之段挨拶申述候 昼支度時分ニ相成候ニ付支度差  
出 織衛并助四郎相伴いたし候 酒者不差出候 夫ヲ暫之間物語いたし帰り候

一 水玉 二本 葛餅也青  
竹の筒ニ入ル

森三折ヲ

右旅中為見廻升屋方ヘ向來升屋より來紙添差越候

閏六月八日壬午

一 鴻池 覚兵衛ヲ  
儀七

昨日肴遣候為礼嘉右衛門迄手紙差越 且其節之使のものヘ銀壺両 持夫ヘ銀壺包差越候ニ付嘉右衛門ヲ挨拶申遣ス 右銀夫ト江遣候

一 交肴 三 一折

鴻池伊助ヲ

右伊藤嘉右衛門ヘ向ケ左之通申來ル

以手紙啓上仕候 甚暑之節御座候処

御重役様御始益御勇健被為成 御滞坂目出度御儀奉存候 随而輕微之御儀ニ御座候得共海魚

一折三種進上之仕候 聊御逗留中御安否相伺候印迄ニ御座候 御請納被成下

御摠客様江御披露被成下候ハ大慶仕候 私儀も此頃帰宅仕候付夕方罷出奉得貴顔何等之御

挨拶可奉申上心得ニ御座候 何分宜御取繕置可被成下候様奉頼上候 以上

閏六月八日

右嘉右衛門ヲ挨拶返事為差出 且使之者ヘ銀子壹包遣候

一 當表御用向大概相濟候ニ付 近ト出立之積り 依而今昼過出宅為暇乞左之通廻動いたし候 繼上下着用駕籠也 但此度者供方畧し鎗箱 長柄無之 若黨三人 草り取計り也 助四郎 要八 愚右衛門も同道也

伏見町

平野屋安兵衛

同 政兵衛

今橋式町目

鴻池伊助

今朝肴到來之挨拶も  
口上ニ而申述候

北濱式町目

伊助支配人

鴻池覚兵衛

今橋式町目

平野屋五兵衛

五兵衛月割之内ヘ出金之  
挨拶者嘉右衛門ヲ以申遣候

口上書左之通

中奉書半切

此度致出坂候処逗留中彼  
 是御世話ニ相成不一通御懇厚  
 被下忝存候一近日致帰立候ニ付  
 堀内織衛  
 右御礼御暇乞旁致伺上候

茂左衛門町

住友吉次郎

口上書

此度致出坂候処逗留  
 中御懇意被下忝存候  
 近日致帰立候ニ付右御礼  
 堀内織衛  
 御暇乞旁伺上いたし候

右手札何レも若黨ニ為差出候

但先日之通中衆言人駕籠之先江立案内いたし候

一 太平糖 一折

森三折江

右之者方へ今日廻勤序ニ立寄致面會候 賀島屋作兵衛金談 最初之之セ話人ニ付挨拶申述 此後之儀相頼候 右之菓子持参いたし候 助四郎以下も同道いたし候 一昨日樂承り候礼并昨日水玉差越候挨拶申述候 菓子差出暫物語いたし罷帰候

一 升屋へ者今日者不相越候

一 撰津国名所圖會 一部十二冊

平野屋政兵衛

右近々出立ニ付為餞別以手紙差越候ニ付挨拶返事差出ス

但助四郎へ扇子三十本入一箱 要八 愚衛門 嘉右衛門へ同拾本入一箱ツ、来ル 右使之者江銀壺  
 両遣候

鴻池伊助

右暮六時前入来 覚兵衛附添来候ニ付初而面會 主客共 継上下 長々旅行いたし一昨日帰坂仕候ニ付段々之

御礼旁罷出候旨申聞

上々御安否伺 且被下物 其外之御礼一と申聞候ニ付此方々も 上々之御口上其外種々之挨拶等申述候 夫々御酒 吸物等差出 四時過罷帰候 升屋も罷越候

但伊助儀松島見物ニ罷越 其節岩城を通り候由 関田之濱者殊之外景地 御城下之橋も殊之外長キ橋ニ御座候 所之者ニ尋候得ハ長橋と申候 格別之川茂無之 田之上ニ懸候者如何なる儀哉

と尋候得者 此所地低にて霖雨之時分路次悪敷候ニ付 昔々橋ある旨答候と申聞候ニ付徳尼子  
之初而橋を渡せし由来長橋之本名尼子橋と申候旨等及物語候 其外道中之物語なと有之候

閏六月九日癸未

和泉屋与七郎

一 右近々出立之趣致承知 暇乞として罷越候

父与兵衛病氣今以同篇ニ付難罷出旨申聞候

一 升屋吉右衛門此度出生之男子直之助今日宮参いたし 帰りニ御屋敷江罷出候ニ付白髪扇子銀

封式両一包為祝儀遣ス

但銀封ヲ添候儀者當所之風俗之由

一 白絹 式端

平野屋五兵衛ウ

右者近々爰許出立ニ付為餞別堅文ヲ以差越候ニ付挨拶返状差出ス 且使之者へ銀壺両遣候

但助四郎へ晒布一疋 要八 愚衛門 嘉右衛門へ晒布壺反ツ、来候旨申聞候

住友吉次郎

代 泉屋幸三郎

右罷出 別紙目錄之通餞別持参有之候  
目錄左之通

覚

一 御扇子 一箱

一 白縮緬 一反

堀内様

一 御扇子 一箱

一 白羽二重 一反

佐藤様

一 御胸紐 三包

太田様

熊谷様

伊藤様

吉次郎ウ

一 芭蕉布 二卷

堀内様

佐藤様

貞助

幸三郎ウ

右之通甚乍輕少御餞別申上候印迄進上之仕候 御笑留可被成下候 以上

閏六月九日

右之通持参ニ付幸三郎へ御酒支度等差出

右之挨拶等申述昼後迄罷在歸り候

平野屋五兵衛不快ニ付代

支配人篤

篤徳兵衛

右為暇乞罷出候ニ付御酒支度等差出 且五兵衛此度月割金之内江出金之挨拶并此方御用之儀  
篤右徳兵衛引受之由ニ付右之挨拶此上之儀等相頼候 今朝五兵衛が餞別之挨拶も申述候 泉屋幸三  
郎与一諸ニ御酒等差出候而一同罷歸り候

閏六月十日甲申

森三折

右為暇乞入来之處他出留守中ニ付申置罷歸り候由

一 江戸表喜平太殿より去月十一日付之書状濃州今昼過到来いたし候

上々様益御機嫌能被為入并御家中静謐之旨被申越候

三拾入

一 鯉節 一箱  
一 重箱 一組

鴻池伊助る

松竹梅時絵蠟色香盆四重手提也

右為餞別手紙ヲ以差越候ニ付挨拶返事差出ス 且使之者江銀壺両遣候

一 扇子 三握 一箱  
九州団 五柄 一包

鴻池覚兵衛る  
鴻池儀七る

右為餞別使ヲ以来ル 手紙者無之候 右ニ付挨拶手紙使へ渡シ遣ス

但鴻池伊助が助四郎へ鯉節一箱貳拾 奈良晒壺疋 要八 愚衛門 嘉右衛門へ扇子一箱 奈良晒  
壺反ツ、差越候并覚兵衛 儀七も扇子団等差越候

一 桜花旭日圖 土佐守光孚筆 一枚  
絹地書おろし

平野屋安兵衛る  
升屋吉右衛門る

桐白木箱入 但道中損セざる為外箱に入 白木臺  
添 尤足者取はつし行 釘添有之

右者此度織衛登坂ニ付

上江何そ奉差上度候処當地ニ者為差珍敷物茂無御座候ニ付鹿末ニ者御座候得共土佐光孚之繪一枚  
差上候間 宜御取計被下候様 安兵衛 吉右衛門持参 嘉右衛門ヲ以差出候旨助四郎申聞候 尤政  
兵衛も参り候ニ付三人共相通し面會 右上ケ物之挨拶申述 直内見いたし候 土佐光孚と申者當時  
之土佐家之由 夫が御酒差出暫物語いたし罷歸り候

閏六月十一日乙酉

天鷲寺

右為暇乞参候ニ付面會 無程罷歸り候

一 風鎮 一懸

淡路屋久兵衛

右為餞別差越候

但助四郎へも同品差越 要八 愚右衛門 嘉右衛門へ文箱壺宛差越候

一 鴻池寛兵衛  
鴻池儀七

右為暇乞罷越候ニ付面會 兩人麻上下着用罷出候ニ付 継上下ニ而逢候 暇乞之口上申聞伊助儀茂御暇乞可罷出之処 過日申上候通帰坂後未諸家様へも不罷出候時宜ニ付不得罷出候 宜申上候様申付候旨申聞候 且又此間中嘉右衛門様より御月割出金之内増金之儀此度三者不限候間相含居取計呉候様被仰聞候処 此度尊前様御登坂之儀ニも御座候得者 誠ニ少分之儀ニハ候得共 寸志計ニ増出金之儀取計上候様伊助申付候間 此段申上候旨申聞候ニ付段ニ御懇情之儀 於拙者大慶いたし候 右之段伊助殿江宜と申達 其外餞別等之礼申述 夫々御酒差出 夜ニ入歸り候 尤湯漬も差出候

但右月割増金之儀者は迄伊助方より出金之割合者六七百兩迄ニ候処此度増金之儀嘉右衛門方申込候方可然旨吉右衛門指図ニ付申込候処 今日此方へ参りかけ兩人共吉右衛門宅へ罷越 以来月割之内江千兩出金可致旨治定いたし候段申聞候由 右ニ付定而今日右之段可申上候 尤是ハ御銀主共内訳之儀ニ而御家ニ取り候而ハ矢張五千式百兩ニ候得共 大家之もの増出金ニ相成候得者行ニ御都合宜候間 右之儀申上候ハ、宜御挨拶可被下旨吉右衛門一寸罷越申聞候 嘉右衛門儀も右之段申聞候 無程寛兵衛 儀七罷出本文之通申聞候ニ付厚及挨拶置候 且又寛兵衛儀色ニ物語いたし 蓮池様 鍋島撰津守様也 近年御勝手向御敵法ヲ被為立

御高五万式千石餘ニ候得共年分御暮方四千兩御在所へ之御往来御入用者右之内ニ而五百兩と相定り候処 夫も五百兩者入り不申候 御人数者上下八拾人 御里数者三百里餘之処内大坂方海上百三拾里ニ而豊前大裏と申込へ御着 大裏方蓮池迄陸路三十五里有之候 西国御大名者御手船大坂表ニ有之候処何レも廣大之御船ニ付 年分之御修復等莫大之儀故 御手船者御修復と申御趣意ニ而御国へ被遣 夫々以来ハ御雇船ニ而御往来被成候 御旅宿ニ而も御供之面ニ 御用人始 御家老ハ御儉約ニ而不被召連御用人ニ而兼 合宿ニ御座候 其外年中之儀格外之御儉約ニ付追ニ御取

直ニ相成候 當時御本家様者誠ニ御難渋之御勝手ニ付 近頃蓮池様御本家之御勝手茂御セ話被成候 尤肥前守様与御兄弟ニ御座候 先ツ當時並ニ之御方様ニ而者無御座候御銀主も数人有之候処 左様ニ者御入用ニ無之候間 外者御断被成 伊助計江御頼被成度段被仰出候得共 伊助老人ニ而御引請申上候筋ニ茂無之候間 段ニ申上漸ク伊助共三人ニ相成申候 何方様ニ而も段ニ御銀主を御心やし被成候が通例ニ御座候処 御減被成候と申ハ最早御取直之際立候儀ニ御座候 御家様之儀も何卒御趣法相立末長ク御懇命被下候様ニ仕度候間 此処乍恐御辛防被遊候様ニと申聞候ニ付段ニ御心入之段忝候 是非共ニ取直無之候而ハ不相成候間 左様御心得幾久敷御懇意被下候様ニと及挨拶相別レ候

閏六月十二日丙戌

一 あんへら鋪物式枚

一 地朱金梅模様吸物椀二箱

但式十人前

平野屋安兵衛  
升屋吉右衛門 5

一 黒樂茶碗 壹箱入

箱蓋裏ニ左之通記有之

拝領

御文字

樂

吉左衛門

丙戌年臘月初製

此樂之字紀伊大納言様之御筆ヲ頂戴之由

一 あんへら鋪物一枚

升屋親之助

5

右為餞別今朝使ヲ以到来ニ付挨拶使之物へ申達 且使へ銀壺兩遣候

但助四郎江安兵衛 吉右衛門方弁當箱并燭臺手燭 親之助方あんへら鋪物一枚 安兵衛 吉右衛門方要八江琉球島一反

外二二品 小兒巾着 折手本 愚右衛門へ洞上布一反

琉球之品也 外二二品 小兒巾着 折手本 到来之旨申聞候 嘉

右衛門へも餞別有之候

一 南簾一片ツ、

織衛若黨三人 助四郎若黨一人

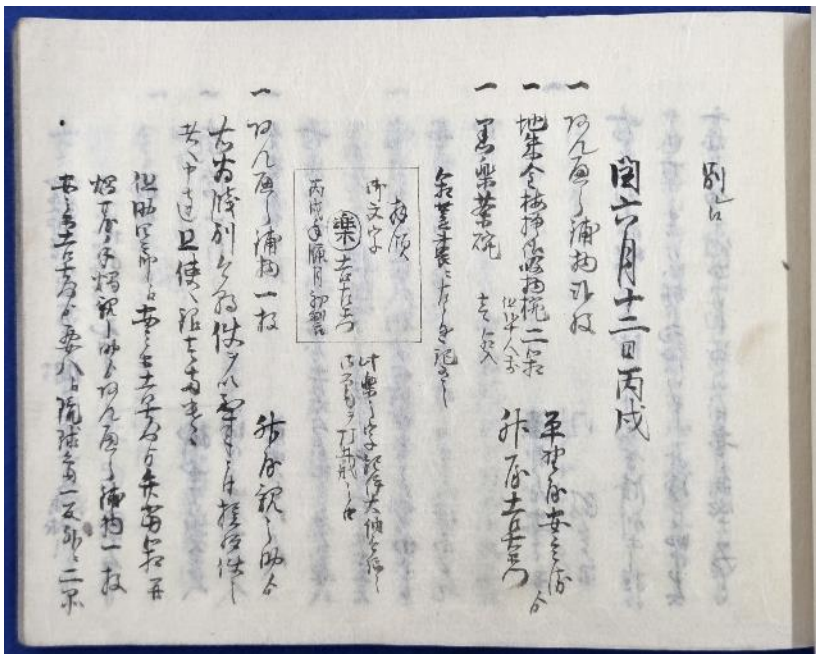
一 金壺朱ツ、

惣中間八人

右平野屋安兵衛 升屋吉右衛門方遣候旨ニ而要八江相頼候段同人申聞候ニ付夫々遣候 右ニ付吉右衛門宅江若黨四人礼ニ罷越 中間之礼も為申候 安兵衛も吉右衛門宅ニ参り居候ニ付是又同所ニ而礼為申候

平野屋安兵衛 同 政兵衛

右今朝為暇乞罷越候ニ付面會餞別等之挨拶申述 菓子差出暫物語いたし罷帰り候 助四郎儀無據用向ニ而他出いたし留守ニ付安兵衛儀者又々可罷出旨申聞候ニ付達而断候得共 是非可罷出旨申聞暇乞なしニ帰り候 政兵衛儀者無據儀有之最難罷出由ニ而暇乞いたし帰り候



一 清人墨蹟一枚  
上田耕夫画扇子二本

升屋吉右衛門

右持参いたし呉候 今朝餞別之挨拶申述候 無程罷歸り候

一 織衛 助四郎兩人明朝爰許出立 要八 愚右衛門 嘉右衛門儀者跡調有之ニ付 明夕夜船ニ乗り明後朝一同伏見ニ而落合候積リニ相定候 其趣夫々へ談

平野屋五兵衛出入医師

一 晒布壹疋  
金千五百疋 宛

小山田浚造

京都画師

上田耕夫

右者上田耕夫儀 升屋吉右衛門懇意之者ニ而最初平野屋金談之儀 耕夫を懇意ヲ以小山田浚造之  
父玄祐へ頼 平野屋安兵衛ヲ引付ケ 夫を五兵衛儀も内へ出金ニ相成候処 此度五兵衛表向月割出  
金ニも相成候ニ付最初之媒にも有之候間 右之通被下候様致度段 吉右衛門申聞候ニ付可取計哉と  
助四郎申聞候ニ付其通と談 尤兩人共吉右衛門へ相頼贈り呉候様談候積リ之旨助四郎申聞候

一 明日爰許出立ニ付升屋吉右衛門宅江為暇乞助四郎同道罷越候 継上下着用いたし候 見世江吉右  
衛門出迎 直通り座敷へ案内着座 滞坂中万端厚キセ話ニ相成無滞相濟候挨拶并今朝餞別之品差越  
候礼 且逗留中手代等之セ話ニ相成候挨拶申述暇乞申述候 親之助も罷出候ニ付彼是之挨拶申述  
茶菓子差出暫物語いたし罷歸り候 夫を要八 愚右衛門為暇乞罷越候

一 金千疋

升屋吉右衛門へ

右者逗留中万端セ話ニ相成并諸道具借受候ニ付為挨拶相贈候

升屋手代

一 金貳百疋宛

藤八  
嘉兵衛 江

同

一 同壹分貳朱

太蔵江

右者逗留中御屋敷江日々罷越居 勝手向賄方セ話相成候ニ付遣ス

別段

一 金貳朱

嘉兵衛へ

一 同壹朱

太蔵へ

右者日々泊り居 昼夜骨折候ニ付内々ニ而遣ス

一 鳥目三貫文

升屋仲衆共江

右者逗留中仲衆人々御屋敷へ相詰働候ニ付遣ス  
右何れも升屋へ向ケ遣候

一 無程吉右衛門来り過刻罷越候挨拶并手代等へ贈り物之挨拶申聞候 且又吉右衛門申聞候者明朝  
御同船仕り京都へ御誘引申上 同所ニ而御別レ可申上旨申聞候ニ付 千万忝候得共 大暑砌遠方  
迄御送り被下候儀堅御断申候旨申述候得共 是非御送り可申旨申聞候ニ付任其意候

但右送り之儀者京都へ者御用向無之而ハ相廻り候儀不相成と申儀 吉右衛門兼而承知いたし居候処 織衛此度稀ニ登坂之儀 此後登坂之儀先ツ有之間敷 左候得者此度之序ニ京都へ不廻候而ハ又いつ参り候と申儀も不相知候事ニ候 夫ニ者銀主共京迄御送り申候儀ニ候ハ、京江御廻り被成候而も可宜候間 此度安兵衛も同道京迄送り候積之処 安兵衛儀者五兵衛方ニ難去用事出来難罷越 夫故吉右衛門計送り候内含之旨一兩日以前嘉右衛門申間候ニ付夫者心入之段忝候得共及断候方却而可然と助四郎とも談合 嘉右衛門へ申談候処内実者御送りを主意ニ京都へ参り四條之涼なども一見いたし候内存かもしれす候ニ付一應者御断被成夫ニ而も是非罷出居様子ニも候ハ、其俣ニ被成置候方 却而内存ニ落可申与申間候ニ付 其俣ニいたし置候処 本文之通今日申間送りニ極り候

平野屋安兵衛

右為暇乞夜ニ入罷越候ニ付面會 御酒差出 夜半過迄物語いたし 別ヲ告て帰る段々之挨拶 且五兵衛ハ傳言等相頼相別レ候 吉右衛門も参り候

淡路屋久兵衛

升屋吉右衛門手代

仁兵衛

藤八

要助

嘉兵衛

惣兵衛

太蔵

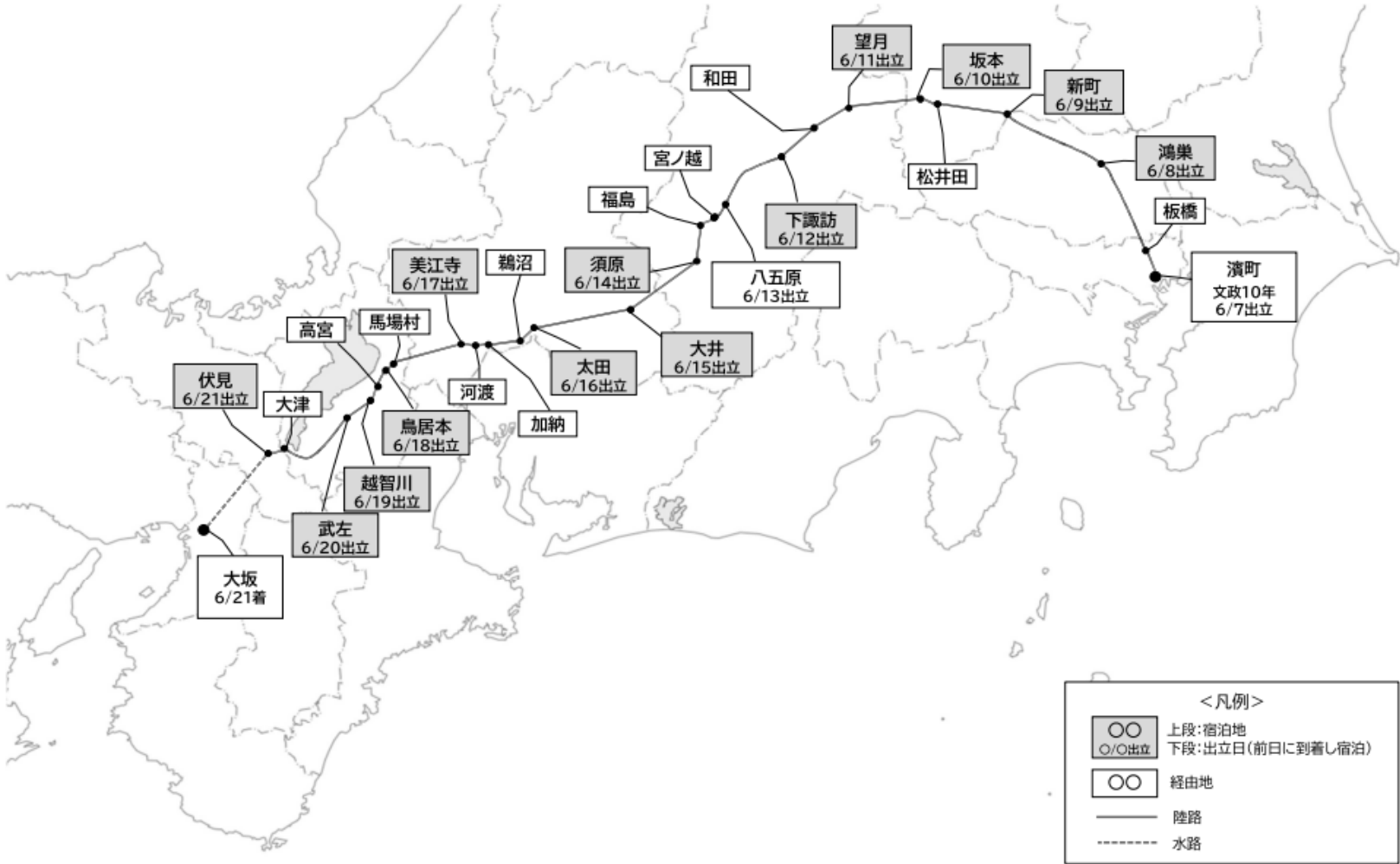
右之者共今晚御屋敷へ招呼 御酒振舞 逗留中段々セ話ニ相成候挨拶申述 何レも盃遣シ申候 安兵衛 吉右衛門与一諸ニ座敷ニ而酒為請候 暁八時過相濟候

一右相濟明ヶ七時休ミ申候 出立者明ヶ七半時と兼而觸出シ置候得共 右之通遅ク何レも勞レ候ニ付 一ト先ツ上下一同臥り申候

一翌朝乗船之三十石船宵より樓下に来り繋キ夜泊ス

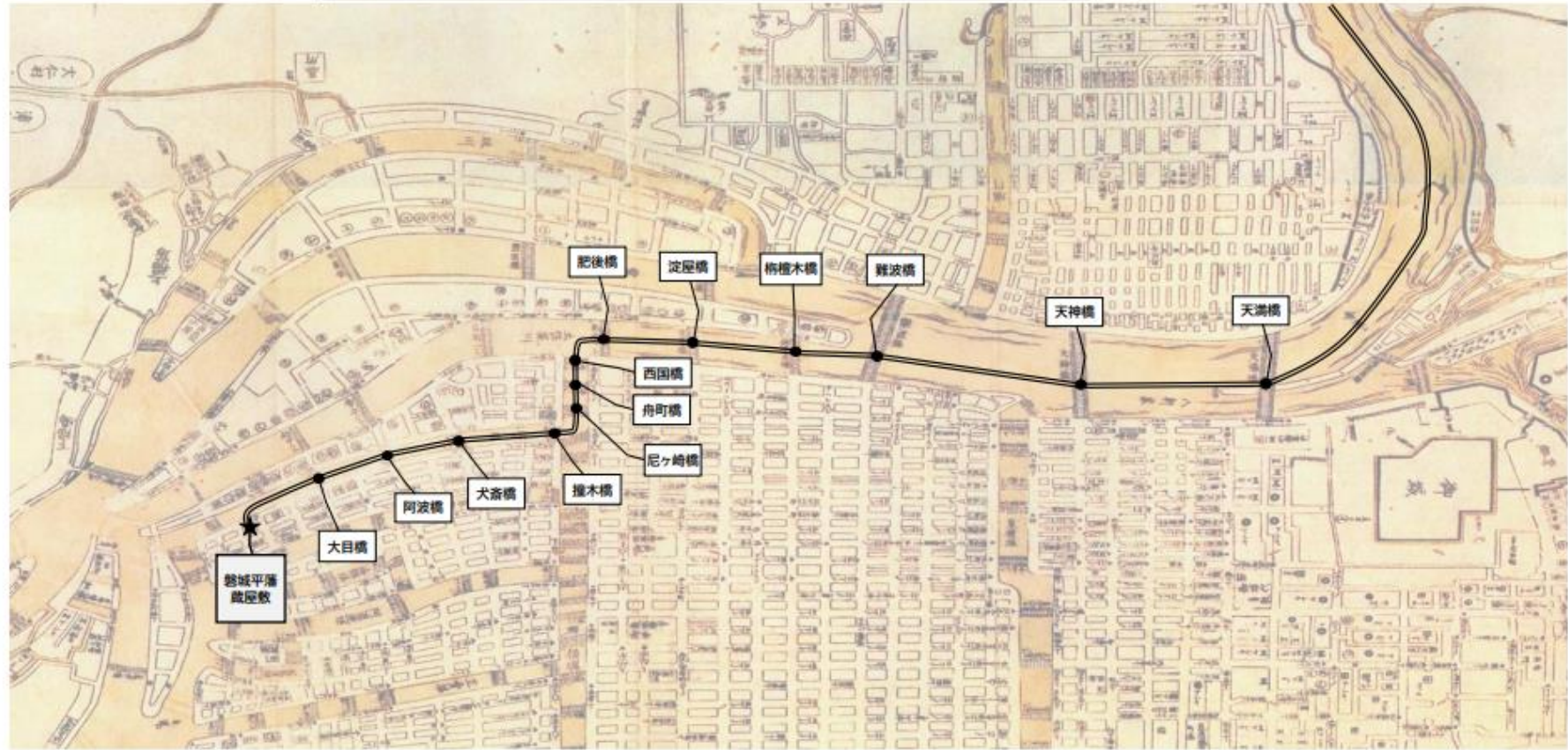
(二)へ続く

# 大阪行役日記 経路図(往路)



※「地理院地図Vector白地図(国土地理院)」に経路を追記して作成

大阪行役日記 経路図(往路) <大阪拡大図>



※摂州大坂画図(『大阪建設史夜話 附図 大阪古地図集成 第7図』より。大阪府立中之島図書館所蔵) に経路を追記して作成  
(鷺城平藩蔵屋敷の位置は大阪市史 附図「大阪圖(天保十四年)」によった)